四年	○	○	○
五年	○	○	○
六年	○	○	○
七年	○	○	○
八年	○・○一	○	○
九年	○・○二	○・○一	○・○一
一〇年	○・○三	○・○二	○・○二

○厚生労働省告示第七十号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十二年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十二年四月一日以後平成二十三年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十三年四月一日以後平成二十四年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号の厚生労働大臣の定める率及び同条第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第七十一号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十二年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十二年四月一日以後平成二十三年四月一日前に退職した被共済者であって同年八月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十三年四月一日以後平成二十四年四月一日前に退職した被共済者であって同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年一パーセントとする。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第七十二号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十条第二項第二号イの規定に基づき、平成二十三年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第七十三号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第三項第一号の規定に基づき、平成二十三年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第七十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格（昭和四十七年労働省告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

第十三条の次に次の一条を加える。

（始動感度）

第十三条の二　装置の始動感度は、二百六十オーム以下でなければならない。

第十四条第二項中「組み込んで高さ十五センチメートル」を「組み込んだ状態での質量が二十五キログラム以下のものは高さ二十五センチメートル、二十五キログラムを超えるものは高さ十センチメートル」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年六月一日から適用する。

2　平成二十三年六月一日において、現に製造している交流アーク溶接機用自動電撃防止装置（以下「装置」という。）若しくは現に存する装置又は現に労働安全衛生法第四十四条の二第一項若しくは第二項又は第四十四条の三第二項の検定に合格している型式の装置（当該型式に係る型式検定合格証の有効期間内に製造し、又は輸入するものに限る。）の規格については、なお従前の例による。

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所から既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の業務規程の変更の認可の申請書の提出があったため。

○農林水産省告示第六百五十七号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所から上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の申請書の提出があったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年三月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　商品市場を開設する者

株式会社東京穀物商品取引所

二　上場商品

イ　範囲の変更前　農産物（大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

ロ　範囲の変更後　農産物（米穀、大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京穀物商品取引所から既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の業務規程の変更の認可の申請書の提出があったため。

○農林水産省告示第六百五十八号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十五条第二項の規定に基づき、関西商品取引所から上場商品の範囲の変更に係る定款の変更の認可の申請書の提出があったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年三月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　商品市場を開設する者

関西商品取引所

二　上場商品

イ　範囲の変更前　農産物（大豆、小豆及びとうもろこしをいう。）

ロ　範囲の変更後　農産物（米穀、大豆、小豆及びとうもろこしをいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十五条第二項の規定に基づき、関西商品取引所から既上場商品である農産物の範囲に、期限（取引を開始した日から二年を経過した日まで。ただし、二年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて米穀を追加する旨の定款の変更の認可の申請書の提出があったため。